

市からの 連絡帳



7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。納付には、便利な口座振替を。
納税課 ☎(☎460 - 9831)

税

市税、国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口を開設

～6月に催告文書を送りました～
時 7月3日(土)・4日(日)
午前9時～午後4時
場 市税...納税課(田無庁舎4階)
国民健康保険料(税)...保険年金課(田無庁舎2階)
詳細は、お問い合わせください。
納税課 ☎(☎460 - 9832)
保険年金課 ☎(☎460 - 9824)

年金・国保

今月から「22年度国民年金保険料免除等の申請」の受付開始

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度をご利用ください。
免除制度には、保険料の全額(1万5,100円)が免除される「全額免除」と保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる「一部納付」があります。「一部納付」には、「4分の1納付(3,780円)」「半額納付(7,550円)」「4分の3納付(1万1,330円)」の3種類があり、被保険者、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合に、申請により利用できます。
免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、老齢基礎年金額の計算は、保険料を全額納付した場合に比べて、全額免除期間は「2分の1」
4分の1納付期間は「8分の5」半

額納付期間は「8分の6」
4分の3納付期間は「8分の7」として計算されます(一部納付分の保険料を納付しない場合、免除が無効)
また、免除された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めることもできます(承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料納付時には、加算額が上乘)
また、30歳未満の方には、本人、配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請により「若年者納付猶予制度」が利用できます。
なお、21年度の免除などの申請は、7月30日(金)までです。
申請 保険年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階)
保険年金課 ☎(☎460 - 9825)

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。
❖出産育児一時金の支給
国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。
出産育児一時金が医療機関へ支払われる直接支払制度が始まっています。直接支払制度を利用される場合、出産前に医療機関と契約を交わすことで、一時金が医療機関へ支払われますので、申請の必要は原則ありません。
ただし、出産費用が一時金を下回る方・直接支払制度を利用しない方は、次のものをお持ちになり、申請してください。
必要なもの
保険証 印鑑 世帯主名義の口座が確認できるもの 直接支払制度合意文書 出産費用明細書
❖葬祭費の支給
国民健康保険に加入している方が

死亡し葬祭を行ったとき、申請により喪主の方に支給されます。
必要なもの
会葬礼状または葬儀の領収書
保険証 印鑑 喪主名義の口座が確認できるもの
申請 保険年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階)
保険年金課 ☎(☎460 - 9821)

国民健康保険料納入通知書の送付

平成22年度国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主あてに送付します。
国民健康保険料は、皆さんの医療費をお支払いするための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。
❖納付は期限内に！
保険料は、7月から翌年の2月まで8回に分けて納付していただきます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合もあります。
❖口座振替の申し込み
口座振替依頼書を納入通知書に同封してお送りします。口座振替を希望する方は、通帳の届出印・納入通知書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。
❖保険料の年金天引き(特別徴収)
次のすべてに該当する方は、原則、年金天引きで納めていただきます。
世帯主が国保の加入者であること
国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること
特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、かつ介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと
該当する方には、7月に送付する納入通知書でお知らせします。

なお、該当されない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります。
❖年金天引きから口座振替への変更
年金天引きの対象者も口座振替による納付を選択できます。
詳細は、7月に送付する納入通知書に同封のパンフレットをご覧ください。
❖非自発的失業者の方
～保険料の軽減手続きを～
次のすべてに該当する方
平成21年3月31日以降に失業された方
離職日時点で65歳未満の方
ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
特定受給資格者...11、12、21、22、31、32
特定理由離職者...23、33、34
特例受給資格者、高年齢受給資格者および雇用保険受給資格者証に記載の離職年月日以降、社会保険に加入の方は、対象外となります。
詳細は、お問い合わせください。
❖納付が困難な場合はご相談を！
納付相談を行っていますのでお気軽にご相談ください。
災害など特別な事情で生活が著しく困難となった場合、保険料の減免制度があります。
保険年金課 ☎(☎460 - 9822)

福祉

介護保険料納入通知書の送付

65歳以上の方(第1号被保険者)の22年度介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。
介護が必要となったときに、安心して介護サービスを利用できるように、保険料を期限内に必ず納付してください。

「国民健康保険高齢受給者証」
または「後期高齢者医療被保険者証」
をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証

❖負担割合の判定基準
【1割負担の方】
(1)同一世帯の70～75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいない場合
(2)住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割負担(平成23年4月からは2割負担)
世帯に70～75歳未満の国保被保険者が1人の場合は、収入が383万円未満
世帯に70～75歳未満の国保被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円未満
世帯に70～75歳未満の国保被保険者が1人で、被保険者本人の収入が383万円以上であっても、世帯に後期高齢者医療制度への移行により、

国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる場合、旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満
【3割負担の方】
下記の(1)(2)とも該当する場合
(1)同一世帯の70～75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる場合
(2)70～75歳未満の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の場合
❖基準収入額適用申請書の提出
定期判定により3割負担の判定で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、申請により1割負担(平成23年4月1日からは2割負担)となります。
該当するとおもわれる方には申請書を送付していますので、必ず申請してください。
保険年金課 ☎(☎460 - 9822)

後期高齢者医療被保険者証

❖負担割合の判定基準
【1割負担の方】
(1)住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者
(2)住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で被保険者の収入合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割負担
世帯に被保険者が1人の場合は、収入が383万円未満
世帯に被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円未満
世帯に被保険者が1人であり被保険者の収入が383万円以上であっても、同じ世帯の中に被保険者ではない70～74歳の方との収入の合計が520万円未満
【3割負担の方】
(1)住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で世帯に被保険者が1人の場合は、収入が383万円以上

(2)被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円以上の場合
被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。
❖基準収入額適用申請書の提出
定期判定により3割負担の判定で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、申請により該当される場合は1割負担となります。
該当するとおもわれる方には申請書を送付していますので、必ず申請してください。
広域連合では、後期高齢者医療制度について、「東京いきいきネット」
☎ http://www.tokyo-ikiiki.netで 情報提供を行っていますので、ご利用ください。
保険年金課 ☎(☎460 - 9823)

